

特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会  
会員規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会（以下、法人とする）は、定款第3章「会員」の定めるところにより、会員が法人の運営および事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にし、よって当法人の運営を円滑に行うために、本規約を定める。

(会員の定義)

第2条 本規約にて用いる会員とは以下に記述する全ての会員の総称とする。

- 2 正会員とは、法人の本活動の趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で寄与する個人および団体をいい、特定非営利活動法上の社員とする。
- 3 賛助会員とは、法人の趣旨目的に賛同し、法人活動を賛助する意思をもつ個人及び団体をいう。

(入会)

第3条 入会申込みの際には、法人が定める入会申請書に必要事項を記入提出し、別に定める会費を納めるものとする。

- 2 入会は、申込申請書の提出後、会費の納入を事務局が確認した日をもって、成立とする。

(会費)

第4条 会費は次のように定める。

(1) 正会員

個人 3,000円以上

団体 一口 10,000円 一口以上

(2) 賛助会員

個人 1,000円以上

団体 一口 5,000円 一口以上

(入会の拒否)

第5条 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

(1) 入会申請書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合

(2) 入会申込者が本規約に同意しない場合

(3) その他、前各号に準ずる場合で、法人が入会を適当でないと判断した場合

- 2 法人は入会を認めなかった事例について、理事会に報告承認を得るものとする。

(会員資格および有効期間)

第6条 会員資格有効期間は、法人の事業年度末日とする。

- 2 前項に定める有効期間は、会員又は法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- 3 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
- 4 団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって法人に通知する必要がある。

(会員の権利)

第7条 会員は以下の権利を有する。

- (1) 正会員は、総会における議決権を有し、活動及び事業に参画するとともに、法人の情報提供及び情報交換の場に参画できる。
- (2) 賛助会員は、総会における議決権を有しないが、活動及び事業に参画するとともに、法人の情報提供及び情報交換の場に参画できる。
- (3) 会員は、法人が企画する活動及び事業へ優先的に参加することができる。

(禁止事項)

第8条 会員は、法人の活動に参加への参加にあたって、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。

(会員資格の継続)

第9条 法人は、事業年度末日までに継続のための案内を書面又は電磁的方法をもって会員に通知する。

- 2 会員は、法人の事業年度末日から2か月以内に会費を納付するものとする。
- 3 会員資格は、会費の納付が法人に確認されることをもって継続されるものとする。

(会員資格の停止および制限)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を停止または権利の一部を制限する。

- (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (2) 第8条に定める禁止事項に抵触する行為があったとき。
- (3) 正会員で正当な理由なく、第9条2項に定める会費納付期間以降、会費が滞納された場合は、第7条に定める総会の議決権は行使できないものとする。
- (4) その他、法人が会員として不適当と判断したとき。

(損害賠償)

第11条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって法人が損害を受けた場合、当該会員に対し、法人が受けた損害の賠償を請求することがある。

2 会員資格を喪失した後の場合においても、前項の規定は継続する。

(規約の改正)

第12条 本規約は、法人の円滑な運営のために変更することがある。

2 本規約は理事会の議決をもって改正する。ただし、本規約第4条は総会の議決をもってその効力を発するものとする。

(付則)

本規約は2022年4月1日より施行する。